

山形県認知症基本法普及啓発事業

だれもが生き生きと働ける 山形を目指して

参加費
無料

～認知症基本法について理解を深める～
セミナーのご案内

日時

令和7年2月6日 木

13:30～16:30

会場

ヒルズサンピア山形2F 大会議

(山形市蔵王飯田 637 Tel023-631-1555)

内容

① 基調講演 『認知症基本法について理解を深める』

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター
認知症未来社会創造センター センター長

あわた しゅいち
栗田 主一氏



● プロフィール ●

- 【経歴】 山形大学卒 【専門領域】 老年精神医学
【所属学会】 日本認知症学会副理事長 日本老年精神医学会理事
日本認知症ケア学会理事
【著書】 ・地域包括ケアシステムにおける認知症アセスメント DASC-21
標準テキスト・認知症トータルケア など

② 県内の状況報告

③ 質疑応答他 (アンケート記入・栗田氏よりコメントなど)

対象者	県内企業・事業所等
定員	100名
申込方法	右記QRコードにてお申し込みください。 申し込み期限 1月31日(金) QRコードが使用できない方は裏面の申込用紙をご利用ください。



受託者：山形県地域包括ケア総合推進センター

【お問合せ先】 一般社団法人山形県地域包括支援センター等協議会

☎ 023-666-7077 Mail hokatsukyo.yamagata06@gmail.com

●認知症基本法ってなに？

認知症基本法は、正式名称を「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」といい、2023年に可決され2024年1月1日に施行されました。

認知症の人の尊厳を守りながら、希望を持って社会生活が送れるように認知症施策を計画的に推進していく法律です。また、認知症基本法は正式名称にもあるように認知症の人を含めた国民一人ひとりが個人を尊重し支え合えるような共生社会を目的としています。

●なぜ認知症について学ぶの？

高齢社会の到来により「認知症の人」は今後も増え続け、2025年には高齢者の5人に1人が認知症になると予測されています。また、認知症は高齢者だけでなく誰もがかかる可能性のある脳の加齢の病気です。ですが認知症は周囲の正しい理解と気遣いがあれば、穏やかに暮らしていくことが可能なのです。企業内において症状や接し方などの基本的なことを学んでいただき、それを実際の仕事に生かしていただくことで、社会全体で見守る穏やかな生活につながっていくと考えられます。

セミナー参加申込み書

FAX : 023-666-7076

法人名			
参加者氏名		職名	
参加者氏名		職名	
参加者氏名		職名	
電話番号			
メールアドレス			